

## 第5部 総合的な環境保全行政

## 第5部 総合的な環境保全行政

### 第1節 環境影響評価

大規模な開発事業を実施しようとする場合、その事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、事業実施前にあらかじめ調査、予測、評価し、自然環境の保全、公害の未然防止を図るため、平成3年11月に「鳥取県環境影響評価実施要綱」を制定し、平成4年2月から施行している。この要綱の対象となる事業の種類と規模は、表150のとおりである。今後要綱を適正に施行し、環境の保全と公害の防止を図っていくことにしている。

表150 鳥取県環境影響評価実施要綱の対象事業一覧表

種 類	対 象 事 業 規 模
道 路 の 建 設	①高速道路の新設、改築、 ②道路交通法上の道路で4車線10km以上のもの
鉄 道 の 建 設	新幹線の建設、改良
飛 行 場 の 建 設	①2,500メートル以上の滑走路を有する飛行場の新設 ②2,500メートル以上の滑走路を増設するもの又は滑走路の長さを500メートル以上延長するもの（延長後の長さが2,500メートル以上であるものに限る。）
ダム又は放水路の建設	①湛水面積が200ヘクタール以上のもの ②土地改変面積が100ヘクタール以上の放水路の新設
埋立て又は干拓	埋立て及び干拓の区域の面積が50ヘクタールを超えるもの
廃棄物処理施設の建設	①処理能力の合計が1日当たり100トン以上のごみ処理施設等の設置 増加する処理能力の合計が1日当たり100トン以上のごみ処理施設等の変更 ②処理能力の合計が1日当たり100キロリットル以上のし尿処理施設の設置 増加する処理能力の合計が1日当たり100キロリットル以上のし尿処理施設の変更 ③埋立ての区域の面積が30ヘクタール以上の最終処分場の設置 変更後の面積が30ヘクタール以上となる最終処分場の変更
電気工作物（発電所）の建設	出力3万kw以上の水力発電所、15万kw以上の火力発電所の設置 増加する出力が3万kw以上の水力発電所、15万kw以上の火力発電所の変更
工場等の建設	1日当たりの平均排出水量が10,000立方メートル以上のもの又は1時間当たりの最大排出ガス量が40,000ノルマル立方メートル以上のものの新設 増加する1日当たりの平均排出水量が10,000立方メートル以上のもの又は1時間当たりの最大排出ガス量が40,000ノルマル立方メートル以上となる変更
住宅団地の造成	施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
土地区画整理事業	施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
工場又は事業場用地の造成	一団の土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
ゴルフ場又はスキー場用地の造成又は整備	一団の土地の区域の面積が50ヘクタール以上のもの
農用地の造成	施行する土地の区域の面積が500ヘクタール以上のもの
岩石等採取事業	施行する一団の土地の区域の面積が50ヘクタール以上のもの

## 第2節 鳥取県地域環境保全基金

平成2年3月に環境庁の補助を受け、環境保全に関する知識の普及、実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進するため、「鳥取県地域環境保全基金」を設置した。（基金の額4億円）

この基金の運用益により平成4年度から各種の環境保全に関する普及啓発事業を実施しているが、平成6年度に実施した事業は表のとおりである。

## 第3節 環境教育の推進

近年、国民の生活様式の変化、消費の増大等により生活排水に起因する河川や湖沼の水質汚濁、ごみの処理問題、自動車交通量の増大による大気汚染など住民一人ひとりが被害者であると同時に加害者である都市・生活型公害が顕在化している。また、フロンガスによるオゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨などの地球的規模のものまで、環境問題は複雑、多様化している。こうした環境問題の解決のためには、行政はもとより県民一体となった取組が必要であり、また、県民一人ひとりが環境との関わりについて理解を深め、責任ある行動がとれるよう学習することが重要である。このため、平成3年11月に学識経験者、関係行政機関職員計16名で構成する鳥取県環境教育検討委員会を設置し、鳥取県における環境教育を推進するための基本方針の策定に当たり、平成4年3月に「鳥取県環境教育基本方針」（やすらぎとるおいのある快適な環境をめざして）を策定した。

## 平成6年度地域環境保全基金事業概要

<p>1 環境教育推進事業</p>	<p>平成3年度に策定した「鳥取県環境教育基本方針」に基づき、環境教育推進のための具体的施策を検討。</p> <p>環境まんがコンクールの開催</p> <p>環境アドバイザー制度の創設</p> <p>市町村の講演会、公民館の環境講座や自治会等の住民団体等が実施する環境学習会などに、講師として環境アドバイザーを派遣</p>
<p>2 生活排水対策推進事業</p>	<p>水質汚濁の著しい湖沼流域の市町村連絡会議を開催するとともに、生活排水対策推進用パンフレットの作成、テレビスポットの放映、湖山池関連生活雑排水対策推進員養成講習会の開催、「生活排水対策のしおり」の作成、生活雑排水対策推進員研修会 大会の開催等</p>
<p>3 少年少女環境ふれあい推進事業</p>	<p>中学生を対象として、「樹木の大気浄化能力度チェック事業」（樹木の果たす大気保全機能を実験調査する事業）「星空ウォッチング事業」（星空を観察することにより大気汚染についての理解と認識を深める）を実施するとともに、小学生を対象として、自分たちの身の回りの環境問題をテーマにして調査研究を行う「環境パトロール事業」を実施する。</p> <p>またこれらの3事業の研究発表会を開催し、報告書を作成。</p>